# 融資商品説明書

令和4年4月1日現在

| 商品名 | 教育プラン(3-2) |
|---|---|
| ご利用いただける方 | ・次の条件をすべて満たす個人の方。<br>(1)年齢が満１８歳以上で安定継続した収入がある方。<br>・年金収入の方も対象となります。<br>・派遣社員・パート等非正規社員の方は、安定継続した収入があると認められる方。<br>（年収１５０万円以上または、年収９０万円以上で家族と同居されている方。）<br>産前産後休業中または育児休業中の方は、休業後に復職し、安定継続した収入がが見込める場合には、ご申告によりお取扱いが可能です。<br>(2)当金庫の会員資格を有する方。<br>①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。<br>②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。<br>(3)日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者の方。<br>(4)(一社)しんきん保証基金(以下、基金といいます。)の保証が受けられる方。 |
| お使いみち | ・申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金とします。<br>(1)就学する学校等への納付金(最長１年分)。<br>「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるものです。<br>「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含みます。<br>(2)就学にかかる付帯費用（最長１年分、１００万円以内)。<br>「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等です。<br>(3)申込人が(1)または(2)を使途として自信用金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(基金保証付教育カードローンは除く)。（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）<br>※(1)および(2)は、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も対象となります。 |
| ご融資金の交付 | ・ご融資金は可能な限り振込となります。 |
| ご融資金額 | ・１万円以上１，０００万円以内(１万円単位)。<br>ただし、今回の申込金額と他信用金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローン（フリーローンを含む）の現在残高（当座貸越の場合は貸越極度額）の合計額が３，０００万円以内とします。 |
| ご返済期間 | ・３ヵ月以上１６年以内。<br>・元金返済の据置は、「卒業予定月まで」となります。 |
| ご融資利率 | ・変動金利<br>・変動金利型には、自金庫長プラ基準型と大口定期預金１年もの基準型の２種類があり、適用期間(以下「周期」といいます)①(６ヵ月)②(１年)により選択することができます。<br>・金利の変動幅は２種類の基準型ともに、各基準日における基準金利とその直前の基準日の基準金利の差をもって、ご融資利率の引き上げまたは引き下げを行います。<br>①６ヵ月周期(自金庫長プラ基準型)の場合、毎年４月１日と１０月１日を基準日として見直しを行います。<br>・４月１日に金利変更の場合、６月のご返済分から、１０月１日に金利変更の場合、１２月のご返済分から、それぞれ新しいご融資利率が適用されます。<br>②１年周期(大口定期預金１年もの基準型)の場合、ご融資日から起算して１年毎の応当日が属する月の１日を基準日として見直しを行います。<br>・金利変更の場合、変更のあった基準日が属する月の翌月のご返済分から新しいご融資利率が適用されます。 |

# 萩山口信用金庫

# 融資商品説明書

令和4年4月1日現在

| 商品名 | 教育プラン(3-2) |
|---|---|
| ご返済方法 | ・毎月、元金均等または元利均等による分割返済とします。<br>ご融資金額の５０％以内で６ヵ月ごとの増額返済(１万円単位)の併用もできます。 |
| 担保・連帯保証人 | ・不要です。 |
| 保 証 料 | ・保証料率はご融資利率に含めます。 |
| 生命保険 | ・団体信用生命保険のご加入は任意です。<br>ただし、加入される場合は保険料相当率をご融資利率に上乗せさせていただきます。 |
| 手 数 料 等 | ・不要です。 |
| 会　　員 | ・当金庫のご融資総額が７００万円を超える場合は、会員になっていただきます。 |
| 苦情処理措置<br>紛争解決措置 | ・苦情処理措置･･･本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話:083-922-2700）までお申し出ください。<br>・紛争解決措置･･･東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。<br>上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。<br>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。 |
| そ の 他 | ・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承願います。<br>・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。 |

萩山口信用金庫